

志布志市結婚活動参加者支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が委託して行う結婚活動イベントへの市外からの参加者の促進及び市内の若者の積極的な結婚活動を支援するため、予算の範囲内において志布志市結婚活動参加者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 近隣市町村 鹿児島県及び宮崎県内の市町村をいう。
- (2) イベント 独身男女の結婚活動を支援するイベントをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、令和6年4月1日以降に近隣市町村のイベントに参加した、同日時点で20歳以上39歳以下の市内に住所を有する女性及び本市内で開催するイベントに参加した女性とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- (1) 大隅定住自立圏及び都城定住自立圏内の地域 2,000円
- (2) 前号以外の地域 3,000円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、志布志市結婚活動参加者支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。次条において「交付申請書」という。）及び誓約書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 参加した近隣市町村のイベントの内容がわかるもの
- (3) 参加した近隣市町村のイベントの領収書の写し又はそれに代わるものとして市長が認めるもの

(補助金の交付決定及び確定)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、その旨を志布志市結婚活動参加者支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号。次条において「決

定等通知書」という。)により、当該交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 決定等通知書の交付を受けた者(次条において「交付確定者」という。)が補助金の交付を請求しようとするときは、志布志市結婚活動参加者支援補助金(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(返還)

第8条 市長は、交付確定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたと認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。